



「学校への携帯電話の持ち込み」について話し合い  
南生P協 生徒会交流



11月に南那珂地区の生徒会役員が日南学園高校に集まり、各学校の紹介や「学校への携帯電話の持ち込み」について協議しました。普段は聞けない他校の現状を聞くことができ、グループディスカッションでも、他校の生徒会のメンバーと話をしていくことでたくさんのアイデアが浮かび、有意な交流会となりました。

特に、議題が今の生徒たちにとっては切り離せないものとなつていて、「携帯電話」についてということで、どのグループも盛り上がっていました。携帯電話を許可した際のメリット、デメリットを各グループで考えていく、発表を行いました。メリットとしては、「緊急

時に連絡手段になる」とことや「授業で調べ学習をする際に有効」、先生方も課題の配信や授業をスマートフォンを使って行うことで負担が減るなどの意見が出ました。スマートフォンは手元にあるとしても便利に思えますが、使い方によっては自分たちの不利益になつたり、依存症になつてしまつたりあります。今の時代だからこそ、スマートフォンの利用についています。



今月のテーマ展示  
「クリスマス絵本」特集

クリスマス当日をわくわくしながら迎えられるクリスマス絵本をたくさん用意しました。プレゼントはどうやって届くの？サンタさんってどんな人？子どもと一緒に楽しんでくださいね。



『なんでもモッテルさん』

竹下文子／文、  
アヤ井アキコ／絵

モッテルさん一家はお金持ち。美術品、宝石、おもちゃなど、なんでも買って、なんでも持っています。ところがある日、大嵐がやってきて…。「お金で買えない大切なものは？」とは？深くあたたかい絵本。



『風神雷神』

原田マハ／著

20XX年。京都国立博物館研究員の彩がマカオで目にしたものは「風神雷神」が描かれた西洋絵画と「俵屋宗達」の4文字で…。「風神雷神図屏風」を軸に繰り広げられる歴史アート小説。「京都新聞」ほか連載を加筆し書籍化。

12月のイベント情報

お問い合わせは  
図書館まで！



「クリスマスおはなし会+工作」

12月14日(土) 午後2時～3時 内容：おはなし会&紙コップで作るクリスマス工作

「フラワーアレンジメント教室」

12月27日(金) 午後2時～4時 講師：山本歩さん(ひなたぼっこ)

「年末年始の休館のお知らせ」

12月29日(日)～1月3日(金)

# みんなが主役

ふるさと串間のために

今年度に入り、台風などによる大規模な自然災害が発生し、各地に多大な被害をもたらしました。このように大規模災害が発生した場合は、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター(SVC)が主導で、災害ボランティアに参加する一般的な団体や個人を登録して復旧にあたる活動を組織的に行っています。

ところが、最近ではNPOなどの団体が専門性や得意な活動

分野、特定の支援目的を持つて、

直接現地に入ることが多くなつ

てきました。そのため、災害ボラ

ンティアセンター(SVC)が

NPOなどの動きを把握するこ

とができる、被災者のニーズや困

り事に十分に対応できない事態

に対応できるようになります。

この防災会議に出席して、私たちは「くしま市民活動交流セン

ター」は、平常時の定期的な情

報交換ができるよう、他団体と

の関係を構築したり、発災時の

受入体制と活動調整の仕方を進

めたりしていくことが大切であ

ると考え、今後は関係団体にシ

ステムについての十分な説明が

必要をであると感じました。



宮崎県・県社協・NPO防災会議



くしま市民活動交流センター  
パナップ  
PanerP  
串間市大字西方5721-1 (IINSA)  
TEL-FAX 0987-72-5123  
開館日 平日午前9時～午後6時  
メール hello@panerp.jp  
HP https://panerp.jp

## 障害年金について ご相談ください

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになつた場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

病気やけがで初めて医師などの診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合は「障害基礎年金(1、2級)」、「厚生年金」に加入していた場合は「障害厚生年金(1～3級)」が請求できます。

### ○受給要件(すべてに該当することが必要)

①国民年金または厚生年金加入期間である間に、障害の原因となつた傷病の初診日があること。

問 / 市民生活課市民係 ☎内線 225・226

②障害の状態が、障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日または、1年6ヶ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。  
※障害者手帳とは障害等級の判断基準が異なります。

③保険料の納付要件を満たしていること。

### ○どのような手続きがいるの？

障害基礎年金の請求先は串間市役所市民生活課、障害厚生年金の請求先は都城年金事務所です。

請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書などの添付書類が必要となります。必ず事前にご相談ください。相談の際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと本人確認書類をご持参ください。

都城年金事務所 ☎0986-23-2571